

年 月 日

香川県知事 殿

意見を述べる者の氏名又は名称及び団体にあつて
はその代表者の氏名
住所又は団体にあつてはその所在地

大規模小売店舗立地法に基づく意見について

大規模小売店舗の新設（又は届出事項の変更）について、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり意見書を提出します

なお、同法第8条第3項の規定により縦覧されるにあつて、住所及び氏名を公開することを了承します。（…公開することには了承しません。）〔※1〕

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（名称）

（所在地）

2 意見の内容

3 理由〔※2〕

※1 縦覧の際に住所及び氏名を公開しても差し支えないか否かについて、記載してください。
※2 本意見書については、当該届出に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地（「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」）から作成するものとし、必ず理由を付して意見を述べてください。